

平成30年度法務省調達改善計画

第1 目的

本計画は、法務本省及び地方支分部局等の全庁において、更なる調達の適切性・透明性の確保、調達事務の効率性の向上等を目指すとともに、PDCAサイクルにより、調達の透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むことを目的とする。

なお、本計画は、「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日付け行政改革推進本部決定)、「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」(平成27年1月26日付け行政改革推進会議取りまとめ)、平成29年度調達改善計画の上半期自己評価結果や調達の現状分析に基づく調達内容の特性・課題等を踏まえ、策定するものである。

第2 調達の現状分析

法務省において重点的に推進すべき取組を選定するに当たり、平成28年度(電力調達・ガス調達については、平成29年4月から12月)の調達構造を分析する。

本計画に記載している契約件数及び金額は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)に基づき公表しているデータから集計したものである(少額随意契約は含まれない。)

1 法務省の調達の全体像

法務省の調達の全体像は、表1ないし表3のとおりであるが、法務本省を始めとする322庁の会計機関において調達事務を行っており、契約件数が7,102件、契約金額が1,577億円となっている。

調達の内訳では、物品役務等の調達類型による件数が6,445件(90.7%)、契約金額が1,401億円(88.8%)となっており、そのうち、件数ベースでは物品購入・賃貸借契約が2,511件(35.4%)、その他の役務契約が1,267件(17.8%)、また、金額ベースでは情報システム関連契約が380億円(24.1%)、庁舎維持関連契約が369億円(23.4%)と、それぞれ高い割合を占めている(表1参照)。

契約種別では、競争性のある契約方式の契約件数が5,923件(83.4%)、契約金額が1,377億円(87.3%)、競争性のない随意契約の契約件数が1,179件(16.6%)、契約金額は200億円(12.7%)となっている(表2参照)。

応札状況では、競争入札のうち一者応札の契約件数が930件(16.3%)、契約金額が347億円(26.1%)となっている(表3参照)。

表1 平成28年度法務省における調達の内訳

(単位:件,億円)

区分 調達類型		本省		地方支分部局等		法務省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物品役務等	物品購入・賃貸借 A	189	43	2,322	115	2,511	158
	割合(A/合計)	25.9%	5.6%	36.4%	14.2%	35.4%	10.0%
	庁舎維持関連 B	64	261	1,141	108	1,205	369
	割合(B/合計)	8.8%	34.0%	17.9%	13.3%	17.0%	23.4%
	電力需給 C	4	3	350	37	354	40
	割合(C/合計)	0.5%	0.4%	5.5%	4.6%	5.0%	2.5%
	ガス需給 D	2	0.4	139	8	141	8
	割合(D/合計)	0.3%	0.1%	2.2%	1.0%	2.0%	0.5%
	情報システム関連 E	257	369	110	11	367	380
	割合(E/合計)	35.2%	48.0%	1.7%	1.4%	5.2%	24.1%
その他の役務 F	104	13	1,163	330	1,267	343	
割合(F/合計)	14.2%	1.7%	18.3%	40.8%	17.8%	21.8%	
その他 G	52	11	548	92	600	103	
割合(G/合計)	7.1%	1.4%	8.6%	11.4%	8.4%	6.5%	
小計		672	700	5,773	701	6,445	1,401
割合(小計/合計)		91.9%	91.1%	90.6%	86.7%	90.7%	88.8%
公共工事 H		59	68	598	108	657	176
割合(H/合計)		8.1%	8.9%	9.4%	13.3%	9.3%	11.2%
合計		731	768	6,371	809	7,102	1,577
本省・地方支分部局等 /法務省全体(割合)		10.3%	48.7%	89.7%	51.3%		

- 1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- 2 情報システムの定義は、政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン（平成26年12月3日付け各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）が定める定義に準ずる。

表2 平成28年度法務省における調達の契約種別

(単位:件,億円)

区分 契約方式		契約件数 A	割合 B(A/合計)	契約金額 C	割合 D(C/合計)
競争性のある契約	競争入札	5,713	80.4%	1,328	84.2%
	企画競争による 随意契約	22	0.3%	3	0.2%
	公募による 随意契約	79	1.1%	5	0.3%
	不調・不落による 随意契約	109	1.5%	41	2.6%
	小計	5,923	83.4%	1,377	87.3%
競争性のない随意契約		1,179	16.6%	200	12.7%
合計		7,102		1,577	

金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3 平成28年度法務省における調達に応札状況

(単位:件,億円)

区分 契約方式	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札 A	930	347	4,783	980	5,713	1,327
割合(A/合計)	16.3%	26.1%	83.7%	73.9%		
企画競争による 随意契約 B	18	2	4	1	22	3
割合(B/合計)	81.8%	66.7%	18.2%	33.3%		
公募による 随意契約 C	38	2	41	3	79	5
割合(C/合計)	48.1%	40.0%	51.9%	60.0%		

- 1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- 2 本表の公募による随意契約については、複数者と締結した契約は含まれない。

2 一者応札について

競争入札全体に占める一者応札の割合が、競争入札全体を母数とした場合の割合（件数ベース16.3%、金額ベース26.1%）よりも高い割合の調達類型は、件数ベースでは、情報システム関連契約（58.7%）、電力需給契約（53.6%）、ガス需給契約（37.8%）、その他の役務契約（21.4%）、庁舎維持関連契約（16.4%）、金額ベースでは、情報システム関連契約（79.0%）、ガス需給契約（50.0%）、電力需給契約（37.1%）となっている（表4参照）。

一者応札の契約件数については、平成19年度は1,362件（競争入札全体に対する割合が31.7%）であったものが、これまでの調達改善の取組により、平成28年度には930件（同16.3%）と減少しているものの、近年はほぼ横ばいで推移している。

一者応札の要因分析の結果、情報システム関連を始め、依然として一者応札の割合が高い調達類型があること、物品役務等の同種・同類の調達案件において、ある官署では複数者応札であるにも関わらず、他の官署では一者応札となっている場合があること、同一の官署において、過去に複数者応札であったものの、再び一者応札となった案件があること等を踏まえ、各種取組を実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札の解消に向けた取組を引き続き実施していく必要がある。

表4 平成28年度法務省の競争入札及び一者応札の状況

(単位:件,億円)

区分 調達類型		競争入札				うち一者応札			
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
		件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
		A	B(A/合計)	C	D(C/合計)	E	F(E/A)	G	H(G/C)
物品役務等	物品購入・賃貸借	2,414	42.3%	145	10.9%	181	7.5%	22	15.2%
	庁舎維持関連	1,143	20.0%	364	27.4%	187	16.4%	14	3.8%
	電力需給	302	5.3%	35	2.6%	162	53.6%	13	37.1%
	ガス需給	37	0.6%	2	0.2%	14	37.8%	1	50.0%
	情報システム関連	189	3.3%	324	24.4%	111	58.7%	256	79.0%
	その他の役務	1,015	17.8%	317	23.9%	217	21.4%	20	6.3%
小計		5,100	89.3%	1,187	89.4%	872	17.1%	326	27.5%
公共工事		613	10.7%	141	10.6%	58	9.5%	21	14.9%
合計		5,713		1,328		930	16.3%	347	26.1%

金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3 電力調達・ガス調達について（平成29年4月から12月契約分）

電力調達については、平成28年4月から電力小売全面自由化となったものの、一者応札及び不落・不調による随意契約となった案件は128件（39.9%）と、依然として高い割合を占めている（表5参照）。

これまでの取組において、一部の官署で地方ブロック単位に集約した共同調達等の取組を実施してきたところ、適切な電力量が確保されたことによる一者応札の解消、スケールメリットの効果等により調達コストが削減されたことから、今後も、引き続き、適切な調達単位を検討し、共同調達を実施することなどにより、複数者応札に向けた取組を推進する必要がある。

ガス調達については、平成29年4月からガス小売全面自由化となったものの、競争入札を実施した22件のうち、複数者応札となった案件は9件（7.6%）に留まっている（表6参照）。

電力と比較して新規参入業者が少ないなど、必ずしも競争性が高いとはいえない状況であることから、可能な案件について、随時、随意契約から一般競争入札に切り替えるとともに、複数者応札の実現に向けた取組について、引き続き検討していく必要がある。

表5 平成29年（4月から12月）法務省における電力調達の応札状況等

(単位:件,円)

						合計 C+D+E
	一者応札 A	不落・不調 随意契約 B	小計 C (A+B)	複数者応札 D	その他の 随意契約 E	
件数	98	30	128	179	14	321
(割合)	(30.5%)	(9.3%)	(39.9%)	(55.8%)	(4.4%)	(100.0%)
金額	967,920,093	225,884,020	1,193,804,113	2,726,056,928	105,331,907	4,025,192,948
(割合)	(24.0%)	(5.6%)	(29.7%)	(67.7%)	(2.6%)	(100.0%)

その他の随意契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合に締結した随意契約が含まれる。

表6 平成29年（4月から12月）法務省におけるガス調達の応札状況等

(単位:件,円)

						合計 C+D+E
	一者応札 A	不落・不調 随意契約 B	小計 C (A+B)	複数者応札 D	その他の 随意契約 E	
件数	7	6	13	9	96	118
(割合)	(5.9%)	(5.1%)	(11.0%)	(7.6%)	(81.4%)	(100.0%)
金額	225,332,782	49,672,324	275,005,106	109,550,978	0	384,556,084
(割合)	(58.6%)	(12.9%)	(71.5%)	(28.5%)	(0.0%)	(100.0%)

プロパンガス事業については、従前から一般競争入札を実施しているため、本表には含まれない。

4 その他

平成28年度は、法務本省を始めとする322庁の会計機関において、他庁との共同調達を313庁（97.2%）で実施したほか、会計法令上、随意契約によることが認められている少額調達案件について、一般競争入札を319件、オープンカウンター方式による見積合わせを167件実施した。

第3 取組内容

別紙1及び別紙2のとおり。

第4 自己評価の実施

上半期及び年度終了後に、計画の達成状況等について自己評価を行い、その結果について、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させる。

第5 推進体制

1 推進体制

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等は、「法務省行政事業レビュー推進チーム」(以下「チーム」という。)により取り組む。

チームの統括責任者、副統括責任者及びメンバーは、以下のとおりである。

統括責任者 官房長

副統括責任者 大臣官房秘書課長

大臣官房会計課長

メンバー 大臣官房人事課長，大臣官房国際課長，大臣官房施設課長，大臣官房厚生管理官，大臣官房司法法制部司法法制課長，民事局総務課長，刑事局総務課長，矯正局総務課長，保護局総務課長，人権擁護局総務課長，訟務局訟務企画課長，入国管理局総務課長，法務総合研究所総務企画部付，公安審査委員会事務局長，公安調査庁総務部総務課長

なお、チームの統括責任者は、別に定めるところにより設置する「法務省調達改善グループ」によりチームの取組を補佐させる。

2 外部有識者の参画

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等の際には、法務省契約監視会議の各委員に指導、助言等を求める。

3 その他

(1) チームの庶務は、大臣官房会計課において行う。

(2) その他チームの運営に関して必要な事項は、統括責任者が定める。

第6 その他

1 取組状況等の公表

調達改善計画及び自己評価結果は、法務省ホームページにおいて公表する。

2 計画の見直し

本計画は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行い、法務省ホームページにおいて公表する。

重点的な取組、共通的な取組

平成30年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成予定時期	
		電力調達・ガス調達の改善 電力調達・ガス調達について、右の取組を実施するなどして、複数者応札等を目指す。	<p>【電力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者等に対するヒアリングの実施 入札の早期実施 調達単位の妥当性の検討 適切な電力量の確保 (複数庁舎の取りまとめ、調達単位の分割等) 共同調達の実施 <p>【ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者等に対するヒアリングの実施 競争性を確保するための調達方法を検討 複数事業者の参入可能性がある契約案件は、一般競争入札を実施 	<p>【電力】</p> <p>これまでの取組において、一部の官署で地方ブロック単位に集約した共同調達等の取組を実施してきたところ、一者応札の解消等により調達コストが削減されたことから、今後も、引き続き、適切な調達単位の検討し、共同調達を実施することなどにより、複数者応札に向けた取組を推進する必要があるため。</p> <p>【ガス】</p> <p>平成29年4月からガス小売全面自由化となったものの、電力と比較して新規参入業者が少ないなど、必ずしも競争性が高いとはいえない状況であることから、可能な案件について、随時、随意契約から一般競争入札に切り替えるとともに、複数者応札の実現に向けた取組について、引き続き検討していく必要があるため。</p>	A+	H28	<p>(本省、地方支分部局等)</p> <p>【電力】</p> <p>一者応札又は不調不落による随意契約(以下「一者応札等」という。)の合計件数について、対前年度以下又は一者応札等の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。</p> <p>【ガス】</p> <p>複数事業者の参入可能性について検討し、競争性を高めるなどして、調達コストの削減を図る。</p>	31年3月まで
		調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、右の取組を実施するなどして、一者応札の解消等を図る。	<p>【一者応札の解消等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札前の取組(事前審査) 仕様の見直し及び明確化 受注実績の必要性及び競争参加資格の見直し 発注単位及び発注時期の見直し 在庫債務負担行為による複数年度契約の活用 履行のための準備期間及び履行期間の十分な確保 新規参入業者の調査 インターネット等を利用した市場価格の調査及び調査結果と過去の契約価格との比較・検証 情報システムに係る調達について、CIO補佐官の知見を活用 <p>入札時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 公告期間の十分な確保 入札説明会及び質問対応の充実 事業者等への理解促進のための配布資料等の充実(システム運用・保守については、作業マニュアル等を閲覧資料化) 調達の情報提供の充実 <p>入札後の取組(事後審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者等に対するヒアリング及びヒアリングで得られた改善策等の情報共有 契約監視会議における継続的な一者応札案件等の重点的審査及び外部有識者の意見・助言等の情報共有 外部有識者の意見の反映状況及び一者応札の改善状況を再度契約監視会議に報告 一者応札案件の調達類型ごとの原因分析及び効果的な取組の情報共有 本省が実施している会計職員実務講習会において、調達改善の取組を推進させるための講義を実施 	<p>一者応札の要因分析の結果、情報システム関連を始め、依然として一者応札の割合が高い調達類型があること、物品役務等の同種・同類の調達案件において、ある官署では複数者応札であるにも関わらず、他の官署では一者応札となっている場合があること、同一の官署において、過去に複数者応札であったものの、再び一者応札となった案件があること等を踏まえ、左記取組を実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札の解消に向けた取組を引き続き実施していく必要があるため。</p>	A	H24	<p>(本省・地方支分部局等)</p> <p>一者応札の契約件数について、対前年度以下又は一者応札の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。</p>	31年3月まで
		地方支分部局等における取組の推進 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について共同調達を実施するほか、より効果的な共同調達の検討・推進等に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達の実施 共同調達実施品目数の拡大 仕様の検討 調達単位の検討 他府省庁との共同調達の実施 本省のほか地方支分部局等が実施した共同調達に関するベストプラクティスの共有・展開等 		A	H24	<p>共同調達の実施庁数について、対前年度以上又は仕様及び調達単位の見直しにより、調達コストの削減を図る。</p>	31年3月まで

その他の取組

具体的な取組内容	(新規・継続区分)
<p>競争性のない随意契約の解消等 競争性のない随意契約で調達を行おうとする場合には、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づき、一般競争入札又は企画競争若しくは公募によることができないかの検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由に該当するか否かの審査などを厳格に行う。 競争性のない随意契約で調達を行った場合には、大臣官房会計課において、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)に基づき、その妥当性等の事後チェックを行う。</p>	継続
<p>少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施 ・ 少額随意契約可能案件について、事務負担等を考慮の上、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討、実施する。</p>	継続
<p>カード決済の活用 ・ 「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日付け旅費・会計業務効率化推進会議決定)に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済を活用する。</p>	継続
<p>人事評価への反映 ・ 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映する。</p>	継続
<p>人材の育成 ・ 省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について、周知、指導等を行う。</p>	継続
<p>内部監査の活用 ・ 大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査時において、調達改善に係る取組状況等を調査し、必要に応じて、その結果等を全庁に周知する。</p>	継続
<p>新たな調達手法を採用した取組 ・ 「女性活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」(平成28年3月22日付けすべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定するなどの取組を行う。</p>	新規